

(改正履歴省略)

最終改正：令和元年6月27日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、市長の附属機関（以下「審議会等」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表に定めるところにより、審議会等を設置する。

(組織)

第3条 審議会等は、別表に定める委員定数により組織する。

(任期)

第4条 審議会等の委員の任期は、別表に定めるとおりとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会等に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年6月1日から施行する。

(中津川市特別職報酬等審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 中津川市特別職報酬等審議会条例（昭和39年中津川市条例第42号）
- (2) 中津川市青少年問題協議会設置条例（昭和39年中津川市条例第45号）
- (3) 中津川市史編さ(、)ん(、)審議会に関する条例（昭和41年中津川市条例第17号）
- (4) 中津川市都市計画審議会条例（昭和44年中津川市条例第29号）
- (5) 中津川市生活環境保全審議会条例（昭和47年中津川市条例第20号）
- (6) 中津川市水道事業経営審議会条例（昭和51年中津川市条例第21号）
- (7) 中津川市児童福祉審議会設置条例（昭和53年中津川市条例第38号）
- (8) 中津川市総合計画審議会設置条例（昭和54年中津川市条例第3号）
- (9) 中津川市幼稚園及び保育園対策審議会設置条例（平成3年中津川市条例第12号）
- (10) 中津川市農林政策審議会設置条例（平成8年中津川市条例第13号）

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

3 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年中津川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

(中津川市表彰条例の一部改正)

4 中津川市表彰条例（昭和32年中津川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

(中津川市交通災害共済条例の一部改正)

5 中津川市交通災害共済条例（昭和44年中津川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

(中津川市環境保全条例の一部改正)

6 中津川市環境保全条例（昭和49年中津川市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

(中津川市中小企業の振興に関する基本条例の一部改正)

7 中津川市中小企業の振興に関する基本条例（昭和51年中津川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

(中津川市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正)

8 中津川市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例（昭和49年中津川市条例第20号）の一

部を次のように改正する。

次のよう（省略）

（中津川市国民健康保険条例の一部改正）

9 中津川市国民健康保険条例（昭和34年中津川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

（以下附則省略）

別表（第2条—第4条関係）

審議会等の名称	担任する事項	委員の任期	委員の定数
中津川市表彰審査委員会	中津川市表彰条例（昭和32年中津川市条例第30号）に基づく表彰者及び中津川市民功績賞及び中津川市民栄誉賞表彰規則（平成14年中津川市規則第25号）に基づく市民栄誉賞の表彰者を決定するに当たっての市長の諮問に対する答申	諮問期間	8人以内
中津川市史編さん（ハ、ニ）審議会	市史の編さんに関する重要事項の調査及び審議	2年	15人以内
中津川市総合計画審議会	総合計画の策定に関する必要事項についての調査及び審議	諮問期間	24人以内
中津川市行政不服審査会	行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求についての市長の諮問に対する答申	2年	3人
中津川市情報公開審査会	中津川市情報公開条例（平成25年中津川市条例第28号）に基づく情報の公開の請求に対する決定に係る不服についての実施機関の諮問に対する答申並びに情報公開制度の運営に関する重要事項について実施機関の諮問に対する答申及び意見陳述	2年	3人
中津川市個人情報保護審査会	中津川市個人情報保護条例（平成11年中津川市条例第17号）に基づく自己の情報の開示、訂正又は削除の申出に対する決定に係る不服についての実施機関の諮問に対する答申及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳ネットワークシステムに係るセキュリティ対策に関する事項についての意見陳述	2年	3人
中津川市特別職報酬等審議会	議会の議員の報酬の額及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出するに当たっての市長の諮問に対する答申	諮問期間	12人以内
中津川市退職手当審査会	中津川市職員の退職手当に関する条例（昭和37年中津川市条例第8号）に基づく退職手当の支給制限等の処分についての調査及び審議	諮問期間	3人
中津川市公務災害補償等認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年中津川市条例第31号）に基づく災害の認定に当たっての実施機関の諮問に対する答申	諮問期間	5人

中津川市公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償の実施に関する不服についての審査及び裁定	諮問期間	3人
中津川市介護保険運営協議会	介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画並びに介護保険事業の運営に関する重要事項についての市長の諮問に対する答申及び意見陳述	2年	18人以内
中津川市児童福祉審議会	児童、妊産婦及び知的障害者の福祉の施策に関する事項についての調査及び審議	2年	12人以内
中津川市環境保全審議会	公害を防止するための施策、自然環境の整備並びに回復を図るための施策及び良好な環境を保全、創出するための施策に関する事項についての調査及び審議並びに環境基本計画を策定するに当たっての意見陳述	2年	15人以内
中津川市環境保全紛争調整委員会	中津川市環境保全条例（昭和49年中津川市条例第46号）に規定する事項に関する紛争の調整	諮問期間	5人
中津川市いじめによる重大事態再調査委員会	いじめによる重大事態が発生し、市長が必要であると認めたときの再調査	2年	6人以内
中津川市空家等対策協議会	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に基づく空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議	2年	20人以内
中津川市農林政策審議会	農業及び林業の振興についての基本計画その他重要事項についての調査及び審議	2年	23人以内
中津川市中小企業振興審議会	中小企業に対して講じる施策についての調査及び審議	2年	11人以内
中津川市都市計画審議会	都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項に規定する事項の調査及び審議	2年	10人以内
中津川市景観審議会	中津川市景観条例（平成19年中津川市条例第28号）に規定する事項の調査及び審議	2年	6人以内
中津川市上下水道事業経営審議会	上下水道事業の経営に関する重要事項についての審議	諮問期間	20人以内
中津川市水防協議会	水防計画その他水防に関する重要事項の調査及び審議並びに水防に関し必要と認める事項についての関係機関への意見陳述	2年（関係行政機関の職員である委員の任期については、その職務にある期間）	40人以内

一部改正〔平成19年条例3号・28号・22年3号・34号・23年5号・25年1号・26年2号・26号・27年24号・28年5号・令和元年21号〕